

答 申 第 9 6 9 号  
令和 3 年 11 月 5 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会  
会 長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第 9 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、令和 3 年 11 月 4 日付け神福国第 2520 号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

福祉医療費助成事業に係る国民健康保険高額介護合算療養費  
支給事務との給付調整について  
(条例第 9 条「利用及び提供の制限」について)

- 1 国民健康保険被保険者が福祉医療助成を受けた後に国民健康保険の高額介護合算療養費の給付を受けるにあたり、福祉医療助成分との重複受給を避けるため、福祉局国保年金医療課が保有する国民健康保険被保険者情報を利用することは、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

福祉医療費助成事業に係る国民健康保険高額介護合算療養費  
支給事務との給付調整について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙  
答申 969

【国民健康保険被保険者情報】

高額介護合算勘奨対象者のうち福祉医療費助成受給資格を持つ対象者のある世帯の

- ・ 被保険者番号
- ・ 世帯主任基個人番号
- ・ 診療年月
- ・ 調整後自己負担金額
- ・ 調整後高齢分

上記世帯の各個人に係る

- ・ 被保険者番号
- ・ 住基個人番号
- ・ 福祉医療受給者番号
- ・ 診療年月
- ・ 給付種別
- ・ 給付番号
- ・ 受診者氏名
- ・ 医療機関名
- ・ 決定金額
- ・ 合算対象額
- ・ 窓口支払額
- ・ 公費有無
- ・ 給付コード区分名称
- ・ 公費法制番号
- ・ 按分高額療養費